

令和5年度

予 算 書

長 岡 市

目 次

議案第4号	令和5年度長岡市一般会計予算	1
議案第5号	令和5年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第6号	令和5年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特4
議案第7号	令和5年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特7
議案第8号	令和5年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特10
議案第9号	令和5年度長岡市診療所事業特別会計予算	特13
議案第10号	令和5年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算	特16
議案第11号	令和5年度長岡市下水道事業会計予算	特20
議案第12号	令和5年度長岡市水道事業会計予算	特26
議案第13号	令和5年度長岡市簡易水道事業会計予算	特32

一 般 会 計

令和5年度長岡市一般会計予算

令和5年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,987,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		37,805,000
	1 市民税	16,090,000
	2 固定資産税	16,842,000
	3 軽自動車税	990,000
	4 市たばこ税	1,750,001
	5 鉱産税	500,001
	6 入湯税	35,001
	7 都市計画税	1,597,997
2 地方譲与税		1,220,001
	1 地方揮発油譲与税	310,000
	2 自動車重量譲与税	840,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	70,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		380,000
	1 配当割交付金	380,000
5 株式等譲渡所得割交付金		150,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	150,000
6 法人事業税交付金		700,000
	1 法人事業税交付金	700,000
7 地方消費税交付金		7,700,000
	1 地方消費税交付金	7,700,000
8 ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	30,000
9 環境性能割交付金		65,000
	1 環境性能割交付金	65,000
10 地方特例交付金		325,000
	1 地方特例交付金	298,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	27,000
11 地方交付税		26,490,000
	1 地方交付税	26,490,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		30,000
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
13 分担金及び負担金		779,609
	1 分担金	5,368
	2 負担金	774,241
14 使用料及び手数料		1,738,324
	1 使用料	749,185
	2 手数料	989,139
15 国庫支出金		17,176,765
	1 国庫負担金	12,088,297
	2 国庫補助金	5,036,034
	3 委託金	52,434
16 県支出金		9,100,601
	1 県負担金	5,374,595
	2 県補助金	3,089,429
	3 委託金	636,577
17 財産収入		309,039
	1 財産運用収入	210,408
	2 財産売却収入	98,631
18 寄附金		2,600,003
	1 寄附金	2,600,003
19 繰入金		3,686,473
	1 基金繰入金	3,686,473
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		8,020,584
	1 延滞金、加算金及び過料	48,001
	2 市預金利子	50
	3 貸付金元利収入	6,783,344
	4 受託事業収入	2,381
	5 雑入	1,186,808
22 市 債		11,670,600
	1 市 債	11,670,600
歳入合計		129,987,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		535,079
	1 議 会 費	535,079
2 総 務 費		17,436,742
	1 総 務 管 理 費	15,321,348
	2 徴 税 費	843,431
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	898,752
	4 選 挙 費	249,784
	5 統 計 調 査 費	39,300
	6 監 査 委 員 費	84,127
3 民 生 費		41,557,887
	1 社 会 福 祉 費	19,415,698
	2 児 童 福 祉 費	20,095,641
4 衛 生 費		8,879,930
	1 保 健 衛 生 費	4,221,569
	2 清 掃 費	4,260,686
5 労 働 費		330,643
	1 労 働 諸 費	330,643
	6 農 林 水 産 業 費	
1 農 業 費		2,926,954
2 林 業 費		200,125
7 商 工 費		4,881,487
	1 商 工 費	4,881,487
	8 土 木 費	
1 土 木 管 理 費		1,064,173
2 道 路 橋 り よ う 費		6,294,235
3 河 川 費		490,701
4 港 湾 費		3,478
5 都 市 計 画 費		8,007,270
6 住 宅 費	4,517,314	

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		7,207,327
	1 消 防 費	7,207,327
10 教 育 費		9,529,465
	1 教 育 総 務 費	2,153,142
	2 小 学 校 費	2,935,000
	3 中 学 校 費	1,680,330
	4 幼 稚 園 費	44,468
	5 総 合 支 援 学 校 費	166,216
	6 社 会 教 育 費	1,297,992
11 公 債 費		16,045,922
	1 公 債 費	16,045,922
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		129,987,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	栃尾支所庁舎移転事業	515,000	令和5年度	329,600
				令和6年度	185,400
3 民生費	2 児童福祉費	東川口保育園 移転改築事業	930,000	令和5年度	158,100
				令和6年度	771,900
8 土木費	5 都市計画費	米百俵プレイス ミライエ長岡東館 整備事業	5,037,807	令和5年度	288,801
				令和6年度	2,546,635
				令和7年度	2,202,371
8 土木費	5 都市計画費	米百俵プレイス東館 整備事業	1,528,401	令和5年度	104,590
				令和6年度	761,965
				令和7年度	661,846

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
長岡地域土地開発公社の中之島中央産業団地整備事業用地造成資金借入れに対する債務保証	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	323,306
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資について行う信用保証に対する損失補償	令和 5 年度 から 令和 15 年度 まで	3,750
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金について行う信用保証に対する損失補償	令和 5 年度 から 令和 15 年度 まで	1,650
「長岡産業交流会館」改修工事の元利償還金補助	令和 5 年度 から 令和 15 年度 まで	68,000
内部情報系システム運用等委託料	令和 5 年度 から 令和 12 年度 まで	600,000
長岡花火継続支援事業費	令和 5 年 度	450,000
文化財保存活用地域計画作成支援業務委託料	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	11,000

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	13,900	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資 条件による。銀行その他の場合 は、その債権者と協定する。た だし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮もしく は繰上償還又は借換えをすること ができる。
普通財産整備事業	54,000			
支所庁舎整備事業	385,800			
長岡造形大学整備事業	95,000			
地域情報通信基盤整備事業	261,500			
リリックホール整備事業	112,500			
文化センター整備事業	337,500			
アオーレ長岡整備事業	2,000			
町内公民館整備事業	18,200			
コミュニティセンター整備事業	562,100			
地域会館等整備事業	2,100			
旧公民館解体事業	2,200			
栃尾地域交流拠点施設整備事業	236,300			
与板地域交流拠点施設(仮称)整備事業	25,900			
長岡戦災資料館整備事業	42,300			
老人福祉施設整備事業	81,300			
デイサービスセンター整備事業	39,200			
社会福祉施設整備事業	24,000			
保育所整備事業	173,200			
児童福祉施設整備事業	50,400			
児童館・児童クラブ整備事業	1,300			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療体制整備事業	4,500			
共同墓整備事業	19,500			
健康センター整備事業	13,500			
廃棄物処理施設整備事業	142,100			
旧廃棄物処理施設解体事業	33,900			
県営土地改良事業	217,600			
団体営土地改良事業	29,100			
林業施設整備事業	22,600			
畜産業施設解体事業	9,000			
観光施設整備事業	37,300			
道路橋りょう整備事業	2,372,000			
河川整備事業	351,400			
急傾斜地崩壊対策事業	13,900			
街なみ環境整備事業	52,500			
交通関連施設整備事業	30,700			
市街地再開発事業	1,562,000			
公園整備事業	67,200			
駐車場整備事業	1,400			
公営住宅建設事業	110,800			
消防施設整備事業	566,400			
水防施設整備事業	27,000			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
除雪機械整備事業	59,700			
道路消雪施設整備補助事業	88,200			
投流雪施設整備事業	4,500			
小学校整備事業	218,900			
中学校整備事業	101,300			
総合支援学校整備事業	700			
社会教育施設整備事業	136,600			
体育施設整備事業	258,500			
過疎地域持続的発展特別事業	194,000			
臨時財政対策債	1,600,000			
借換債	803,100			
計	11,670,600			

国民健康保険事業特別会計

令和5年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,150,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		3,747,549
	1 国民健康保険料	3,747,549
2 国民健康保険税		83
	1 国民健康保険税	83
3 使用料及び手数料		1,919
	1 手 数 料	1,919
4 国庫支出金		1,149
	1 国庫補助金	1,149
5 県支出金		17,332,765
	1 県補助金	17,332,765
6 財産収入		32
	1 財産運用収入	32
7 繰入金		2,016,516
	1 一般会計繰入金	1,916,516
	2 基金繰入金	100,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		50,686
	1 延滞金、加算金及び過料	24,910
	2 雑 入	25,776
歳 入 合 計		23,150,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		266,055
	1 運営協議会費	503
	2 総務管理費	225,872
	3 医療費適正化特別対策事業費	20,471
	4 保険料徴収費	19,209
2 保険給付費		17,050,064
	1 療養諸費	16,975,953
	2 移送費	100
	3 出産育児一時金	45,019
	4 葬祭費	26,050
	5 傷病手当金	2,942
3 国民健康保険事業費納付金		5,516,500
	1 医療給付費	3,677,890
	2 介護納付金	397,542
	3 後期高齢者支援金	1,441,068
4 保健事業費		227,887
	1 保健事業費	227,887
5 基金積立金		32
	1 基金積立金	32
6 公債費		5,242
	1 公債費	5,242
7 諸支出金		83,920
	1 償還金及び還付加算金	24,965
	2 繰出金	58,955
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		23,150,700

国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

令和5年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

令和5年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		33,036
	1 外 来 収 入	31,785
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	1,251
2 使 用 料 及 び 手 数 料		84
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	80
3 繰 入 金		58,955
	1 他 会 計 繰 入 金	58,955
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		24
	1 雑 入	24
歳 入 合 計		92,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		67,920
	1 施 設 管 理 費	67,920
2 医 業 費		23,680
	1 医 業 費	23,680
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		92,100

後期高齢者医療事業特別会計

令和5年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,259,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2, 5 2 4, 6 4 8
	1 後期高齢者医療保険料	2, 5 2 4, 6 4 8
2 使用料及び手数料		1 2 1
	1 手 数 料	1 2 1
3 繰 入 金		7 3 1, 7 0 6
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7 3 1, 7 0 6
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3, 2 2 4
	1 延滞金、加算金及び過料	3 0 4
	2 雑 入	2, 9 2 0
歳 入 合 計		3, 2 5 9, 7 0 0

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2 9, 4 8 8
	1 総 務 管 理 費	2 7, 3 7 7
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 2 2 7, 1 8 6
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 2 2 7, 1 8 6
3 諸 支 出 金		2, 9 2 6
	1 償還金及び還付加算金	2, 9 2 6
4 予 備 費		1 0 0
	1 予 備 費	1 0 0
歳 出 合 計		3, 2 5 9, 7 0 0

介護保険事業特別会計

令和5年度長岡市介護保険事業特別会計予算

令和5年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,436,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		5,662,781
	1 介護保険料	5,662,781
2 分担金及び負担金		6,005
	1 負担金	6,005
3 使用料及び手数料		1,491
	1 手数料	1,491
4 国庫支出金		6,840,662
	1 国庫負担金	4,976,771
	2 国庫補助金	1,863,891
5 支払基金交付金		7,710,081
	1 支払基金交付金	7,710,081
6 県支出金		4,292,661
	1 県負担金	4,140,219
	2 県補助金	152,434
	3 委託金	8
7 財産収入		42
	1 財産運用収入	42
8 繰入金		4,921,700
	1 一般会計繰入金	4,175,094
	2 基金繰入金	746,606
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		876
	1 延滞金、加算金及び過料	50
	2 雑収入	826
歳入合計		29,436,300

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		403,081
	1 総務管理費	230,036
	2 保険料徴収費	2,539
2 保険給付費		28,052,279
	1 介護給付費	28,032,400
	2 その他諸費	19,879
3 地域支援事業費		975,329
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	507,516
	2 包括的支援事業・任意事業費	466,262
4 基金積立金		43
	1 基金積立金	43
	5 諸支出金	4,568
6 予備費		1,000
	1 償還金及び還付加算金	4,153
	2 保険給付費	415
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		29,436,300

診療所事業特別会計

令和5年度長岡市診療所事業特別会計予算

令和5年度長岡市の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		141,191
	1 使用料	130,715
	2 手数料	10,476
2 県支出金		62,696
	1 県補助金	62,696
3 財産収入		288
	1 財産運用収入	288
4 繰入金		86,372
	1 一般会計繰入金	86,372
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		952
	1 受託事業収入	517
	2 雑収入	435
歳入合計		291,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		173,093
	1 総務管理費	141,073
	2 診療所管理運営費	31,216
	3 診療所施設整備費	804
2 医療費		113,762
	1 医療費	113,762
3 公債費		4,145
	1 公債費	4,145
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		291,500

浄化槽整備事業特別会計

令和5年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算

令和5年度長岡市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		491
	1 分担金	491
2 使用料及び手数料		14,320
	1 使用料	14,320
3 国庫支出金		1,084
	1 国庫補助金	1,084
4 繰入金		26,403
	1 繰入金	26,403
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 市債		10,600
	1 市債	10,600
歳入合計		52,900

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 浄化槽費		42,239
	1 浄化槽管理費	37,094
	2 浄化槽整備費	5,145
2 公債費		10,461
	1 公債費	10,461
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		52,900

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定地域生活排水 処理事業	10,600	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

下水道事業会計

令和5年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	106,000	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	46,900,000	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	128,493	m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ ポンプ場整備事業 ・ 処理場整備事業 ◦ 特定環境保全公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ ポンプ場整備事業 ・ 処理場整備事業 ◦ 農業集落排水事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ 処理場整備事業 	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		10,374,900 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,377,526 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		4,927,162 千円
第 3 項	特 別 利 益		70,212 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		10,374,900 千円
第 1 項	営 業 費 用		9,674,363 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		696,699 千円
第 3 項	特 別 損 失		2,838 千円
第 4 項	予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,336,400千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額246,674千円、過年度分損益勘定留保資金463,141千円、当年度分損益勘定留保資金2,426,585千円及び減債積立金200,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,511,300 千円
第1項 企業債	2,680,700 千円
第2項 国庫補助金	1,674,150 千円
第3項 他会計出資金	1,008,356 千円
第4項 負担金	145,713 千円
第5項 貸付金回収金	2,380 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	8,847,700 千円
第1項 建設改良費	4,669,960 千円
第2項 企業債償還金	4,174,360 千円
第3項 投資	2,380 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	高見中継ポンプ場 設備更新事業	125,000	令和5年度	20,500
				令和6年度	104,500
資本的支出	建設改良費	下々条ポンプ場 設備更新事業	74,000	令和5年度	15,500
				令和6年度	58,500
資本的支出	建設改良費	渋海第一ポンプ場 設備更新事業	127,000	令和5年度	21,000
				令和6年度	106,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設 整備事業	2,680,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	2,680,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 286,665 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 雨水処理に要する経費に対する負担金	1,328,855 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費に対する補助金	813,536 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費に対する補助金	9,429 千円
(4) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	120,676 千円
(5) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	7,245 千円
(6) 不明水の処理に要する経費に対する補助金	52,542 千円
(7) 普及特別対策に要する経費に対する補助金	17,947 千円
(8) 緊急下水道整備特定事業に要する経費に対する補助金	2,560 千円
(9) 農業集落排水緊急整備事業に要する経費に対する補助金	3,723 千円
(10) 下水道事業債(特例措置分)の企業債利子に対する補助金	1,292 千円
(11) 臨時財政特例債の企業債利子に対する補助金	274 千円
(12) 補正予算債の企業債利子に対する補助金	231 千円
(13) 下水道事業債(広域化・共同化分)の企業債利子に対する補助金	555 千円
(14) その他下水道事業の支出に対する補助金	810,311 千円
合計	3,169,176 千円

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市下水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,374,900	
	1	営業収益	5,377,526	
		1 下水道使用料	4,048,389	
		2 他会計負担金	1,328,855	
		3 その他営業収益	282	
	2	営業外収益	4,927,162	
		1 他会計補助金	1,840,321	
		2 国庫補助金	20,000	
		3 県補助金	10,000	
		4 長期前受金戻入収益	2,975,581	
		5 雑収益	81,260	
	3	特別利益	70,212	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	70,199	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,374,900	
	1	営業費用	9,674,363	
		1 管渠費	579,973	
		2 ポンプ場費	94,028	
		3 処理場費	1,844,332	
		4 流域下水道維持管理負担金	544,634	
		5 業務費	271,964	
		6 総係費	225,951	
		7 減価償却費	6,055,981	
		8 資産減耗費	57,500	
	2	営業外費用	696,699	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	616,699	
		2 消費税及び地方消費税	80,000	
	3	特別損失	2,838	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,240	
		3 その他特別損失	588	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			5,511,300	
	1 企業債		2,680,700	
		1 企業債	2,680,700	
	2 国庫補助金		1,674,150	
		1 国庫補助金	1,674,150	
	3 他会計出資金		1,008,356	
		1 他会計出資金	1,008,356	
	4 負担金		145,713	
		1 工事負担金	112,500	
		2 受益者負担金	28,413	
		3 受益者分担金	4,800	
	5 貸付金回収金		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金回収金	2,380	
6 固定資産売却代金		1		
	1 固定資産売却代金	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			8,847,700	
	1 建設改良費		4,669,960	
		1 事務費	135,217	
		2 資産購入費	5,922	
		3 管路整備費	1,520,220	
		4 ポンプ場整備費	1,283,842	
		5 処理場整備費	1,587,100	
		6 流域下水道建設負担金	137,659	
	2 企業債償還金		4,174,360	
		1 企業債償還金	4,174,360	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
1 予備費		1,000		

水道事業会計

令和5年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	109,900 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	32,139,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	87,811 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,859,600 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,332,585 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		527,004 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		5,586,000 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,303,757 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		271,143 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,100 千円
第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,491,500千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額290,933千円、当年度分損益勘定留保資金1,810,370千円及び減債積立金1,390,197千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,924,500 千円
第1項 企業債	1,661,400 千円
第2項 国庫補助金	46,000 千円
第3項 出資金	62,016 千円
第4項 工事負担金	155,084 千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,416,000 千円
第1項 建設改良費	3,922,756 千円
第2項 企業債償還金	1,475,754 千円
第3項 国庫補助金返還金	7,490 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場2号濃縮槽機械設備更新事業	300,000	令和5年度	179,000
				令和6年度	121,000
資本的支出	建設改良費	三島ポンプ場建設事業	942,000	令和5年度	370,600
				令和6年度	571,400
資本的支出	建設改良費	石動減圧弁更新事業	417,450	令和5年度	140,000
				令和6年度	277,450
資本的支出	建設改良費	不動沢浄水場電気設備更新事業	60,000	令和5年度	30,000
				令和6年度	30,000
資本的支出	建設改良費	大島ポンプ場自家発電設備更新事業	545,000	令和5年度	210,000
				令和6年度	335,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設整備事業	1,661,400	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,661,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,010,175 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業に伴う企業債利子補助	993 千円
(2) 大積地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	739 千円
(3) 太田地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	2,964 千円
(4) 西部丘陵東地区配水管整備事業に伴う企業債利子補助	186 千円
(5) 西部丘陵東地区産業ゾーン(第2期)配水管布設事業に伴う企業債利子補助	149 千円
(6) 児童手当に対する負担金	5,758 千円
合計	10,789 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、61,046千円と定める。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			5,859,600	
	1 営業収益		5,332,585	
		1 給水収益	4,989,876	
		2 受託工事収益	854	
		3 加 入 金	84,583	
		4 下水道受託収益	219,018	
		5 その他営業収益	38,254	
	2 営業外収益		527,004	
		1 受取利息及び配当金	211	
		2 他会計補助金	10,789	
		3 長期前受金戻入収益	483,735	
		4 雑 収 益	32,269	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			5,586,000	
	1 営業費用		5,303,757	
		1 原水及び浄水費	1,292,328	
		2 配 水 費	764,492	
		3 給 水 費	282,540	
		4 受託工事費	814	
		5 業 務 費	341,319	
		6 総 係 費	322,895	
		7 減価償却費	2,248,026	
		8 資産減耗費	51,343	
	2 営業外費用		271,143	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	197,367	
		2 雑 支 出	3,776	
		3 消費税及び地方消費税	70,000	
	3 特別損失		1,100	
		1 過年度損益修正損	1,100	
	4 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,924,500	
	1 企業債		1,661,400	
		1 企業債	1,661,400	
	2 国庫補助金		46,000	
		1 国庫補助金	46,000	
	3 出資金		62,016	
		1 出資金	62,016	
	4 工事負担金		155,084	
1 工事負担金		155,084		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			5,416,000	
	1 建設改良費		3,922,756	
		1 事務費	117,263	
		2 資産購入費	40,000	
		3 原浄水施設費	402,330	
		4 給配水施設費	3,362,173	
		5 業務施設費	990	
	2 企業債償還金		1,475,754	
		1 企業債償還金	1,475,754	
	3 国庫補助金返還金		7,490	
		1 国庫補助金返還金	7,490	
	4 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

簡易水道事業会計

令和5年度長岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度長岡市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,500 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	883,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,413 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 導水管整備事業 ◦ 送配水管整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		540,700 千円
第 1 項 営 業 収 益		140,908 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		399,781 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		540,700 千円
第 1 項 営 業 費 用		515,570 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		19,252 千円
第 3 項 特 別 損 失		5,378 千円
第 4 項 予 備 費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額205,800千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,333千円、当年度分損益勘定留保資金160,002千円及び減債積立金30,465千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	323,800 千円
第1項 企業債	300,300 千円
第2項 工事負担金	23,500 千円
支 出	
第1款 資本的支出	529,600 千円
第1項 建設改良費	331,210 千円
第2項 企業債償還金	197,890 千円
第3項 予備費	500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業	300,300	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	300,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 60,671 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 建設事業等に伴う企業債利子補助	19,144 千円
(2) その他簡易水道事業の支出に対する補助	304,586 千円
(3) 児童手当に対する負担金	1,140 千円
合 計	324,870 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,790千円と定める。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市簡易水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			540,700	
	1 営業収益		140,908	
		1 給水収益	133,796	
		2 受託工事収益	115	
		3 加 入 金	198	
		4 下水道受託収益	4,687	
		5 その他営業収益	2,112	
	2 営業外収益		399,781	
		1 他会計補助金	324,870	
		2 長期前受金戻入収益	74,174	
		3 雑 収 益	736	
		4 消費 税 及 び 地方消費税還付金	1	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			540,700	
	1 営業費用		515,570	
		1 原水及び浄水費	146,530	
		2 配 水 費	97,729	
		3 給 水 費	19,825	
		4 受託工事費	110	
		5 業 務 費	3,572	
		6 総 係 費	13,640	
		7 減 価 償 却 費	230,941	
		8 資 産 減 耗 費	3,223	
	2 営業外費用		19,252	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	19,176	
		2 雑 支 出	76	
	3 特別損失		5,378	
		1 過年度損益修正損	330	
		2 その他特別損失	5,048	
	4 予 備 費		500	
		1 予 備 費	500	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			323,800	
	1 企業債		300,300	
		1 企業債	300,300	
	2 工事負担金		23,500	
		1 工事負担金	23,500	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			529,600	
	1 建設改良費		331,210	
		1 原浄水施設費	127,300	
		2 給配水施設費	203,910	
	2 企業債償還金		197,890	
		1 企業債償還金	197,890	
	3 予備費		500	
1 予備費		500		